

2025年5月8日

## 新設分割に関する事後開示事項

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

株式会社ジェリービーンズグループ

株式会社ジェリービーンズ

2025年5月8日

## 新設分割に係る事後開示書面

東京都台東区上野一丁目 16 番 5 号  
株式会社ジェリービーンズグループ

東京都台東区上野一丁目 16 番 5 号  
株式会社ジェリービーンズ

株式会社ジェリービーンズグループ（以下「分割会社」といいます。）は、2025年3月13日付新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2025年5月8日をもって、分割会社の婦人靴及び関連雑貨の卸売・小売業。以下「本事業」といいます。）を、新たに設立した株式会社ジェリービーンズ（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。  
本分割に関する会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2025年5月8日

2. 法定手続きの経過

- (1) 新設分割の差止請求（会社法施行規則第209条第2号）

会社法第805条の2の規定に従い、分割会社に対して本新設分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

- (2) 反対株主の株式買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

本新設分割に際して、会社法第806条第3項及び第4項に基づき、2025年4月5日から定款の定めに従い電子公告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項の規定に従い株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

- (3) 新株予約権の買取請求（会社法施行規則第209条第3号）

分割会社には、会社法第808条第1項第2号に定める新株予約権がなく、同条同項

に定める新株予約権者がおりませんので、新株予約権の買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

本新設分割に際して、会社法第 810 条第 1 項及び第 2 項に基づき、2025 年 2 月 20 日付の官報によって公告するとともに、同日付で電子公告も行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 本分割により新会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、2025 年 5 月 8 日をもって、分割会社より、新設分割計画に記載された事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以 上